

令和 8 年 7 月 2 4 日

銚子市契約規則第 4 1 条第 2 項に定める市長が特に必要と認める工事又は製造について

銚 子 市

銚子市契約規則第 4 1 条第 2 項に規定している、市長が特に必要と認める場合に、その対価の全額まで支払うことができる工事又は製造については、次のとおりとします。

番号	工事又は製造名	期間	限度額又は総額 (単位：千円)	備考
1	銚子駅こ線人道橋修繕工事	令和 9 年度から 令和 1 1 年度まで	9 7 1 , 3 4 6	令和 8 年度当初 予算で債務負担 行為を設定

(参考)

銚子市契約規則（一部抜粋）

(部分払)

第 4 1 条 予算執行者は、契約に基づく給付の既納部分又は既済部分に対し、その完納又は完済前に代金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に並び、それぞれ当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

(1) 物品の買入契約 既納部分に対する代価

(2) 工事又は製造の請負契約及び業務の委託契約 既済部分の代価の 1 0 分の 9

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する部分は、市長が特に必要と認めるときは、その代価の全額までを支払うことができる。

(1) 性質上可分の工事又は製造の請負契約に係る完済部分

(2) 継続事業の工事又は製造の請負契約に係る各年度の年割額の範囲内における既済部分